



平成30年3月

農林水産省食料産業局

食品関係で第2弾となる牛乳・乳製品に関するガイドラインを策定

○ 昨年の豆腐・油揚製造業の適正取引推進ガイドラインにつづき、新たな事例を盛り込んだ 牛乳・乳製品に関するガイドラインを本年3月に策定・公表。

策定に係る経緯

【平成29年】

4月~:「農業競争力強化プログラム」で「不公正 取引について徹底した監視を行う」こととさ れた牛乳・乳製品に関する実態調査を開 始

小売業者と取引のある全乳業メーカーを対象に、ヒアリング(27社)、アンケート調査(52社から回答)を実施

【平成30年】

1月~3月:農林水産省、経済産業省、公正取 引委員会が連携し、スーパーマーケット、 ドラッグストア等の業界団体の協力も得な がら事案を整理

3月:ガイドライン策定・公表

本ガイドラインの特徴

- 豆腐・油揚製造業での項目に加え、
 - •「短納期発注」、
 - ・「物流費等のコスト増加を反映しない価格決定」 など、新たに4項目を追加
- 小売業界で作成した自主行動計画においても、本 ガイドラインの内容を踏まえ、適正取引の推進に率先 して取り組むことを位置づけ
- 豆腐・油揚製造業と同様に、製造・小売双方にできるだけわかりやすく周知するため、チラシやパンフレットを作成・公開。さらに、業界団体に対し、農林水産省、経済産業省、公正取引委員会が揃って一体となって説明



食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドライン

~ 牛乳・乳製品製造業 ~ ができました



短納期発注

<問題となり得る事例>

× 納品期限が極端に短い当日発注・当日納品を、それに伴うコスト増加分を支払わずに、記録を残さずにまたは納期直前に発注を行うことが常態化。



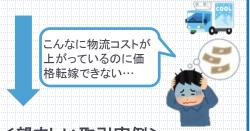
<望ましい取引実例>

○通常は数日前に数量を確定して 発注してもらうとともに、直前の発注 を行う場合はコスト増加分を支払っ てもらうこととし、いずれの場合も記 録を残してもらうことを小売業者に 要請し、合意した。

物流費等のコスト増加を反映しない価格決定

<問題となり得る事例>

× 人件費、物流費等の上昇に伴う コストの大幅な増加について、毎年 の乳価改定時以外は価格に転嫁す ることを認めてもらえず、一方的に納 品価格を据え置かれた。



<望ましい取引実例>

○ 物流費等の増加に際し、乳価改定時に限らず、取引価格について継続的に交渉を行うことで、改定につながった。

客寄せのための納品価格の 不当な引下げ

<問題となり得る事例>

× 小売業者Aが、納品価格を下回る 価格で商品を販売。別の小売業者B から、これを引き合いに、同種の商品 の納品価格を引き下げるよう一方的 に要求され、断ることができない。



<望ましい取引実例>

- 小売業者Aに対して、恒常的な納価割れ販売は問題であることを説明し、改善された。
- 小売業者Bに対して、小売業者A による納価割れ販売の実態を説明す ることで、取引価格を維持することで 合意した。

PB商品をめぐる 不利な取引条件の設定等

<問題となり得る事例>

× 小売業者から、NB商品*1の取引の中止、取引数量の減少をちらつかされ、著しく低い取引価格でPB商品*2の製造委託を一方的に要求された。



プライベー・ブランド新商品!





<望ましい取引実例>

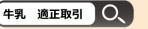
- 小売業者とPB商品の価格交渉 を行い、納得できる価格で合意した。
- NB商品の取扱いを維持、増加 してもらうことを小売業者と合意でき る場合に、PB商品の製造委託に応 じている。
- ※1 NB商品:ナショナル・ブランド商品
- ※2 PB商品:プライベート・ブランド商品

〈下請かけこみ寺相談窓口〉 フリーダイヤル <u>0120-418-618</u>

(最寄りの「下請かけこみ寺」につながります)

〈詳しいガイドライン〉 豊林水産学出る。ご覧になる

農林水産省HPで、ご覧になれます。



〈その他独占禁止法及び下請法に関するお問合せ〉

公正取引委員会事務総局取引部企業取引課 03-3581-3375